

VII. その他重要事項

1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

本牧ふ頭地区

水深 16m	岸壁 2 バース	延長 700m (コンテナ船用)	(うち 390m既設)	[既定計画の変更計画]	HBC1, 2
水深 13m	岸壁 3 バース	延長 1,000m (コンテナ船用)		[既設の変更計画]	HC1~3
水深 14m	岸壁 1 バース	延長 500m (コンテナ船用)		[既設の変更計画]	HD 1
水深 16m	岸壁 2 バース	延長 700m (コンテナ船用)		[既設の変更計画]	HD4, 5
泊地	水深 16m	面積 4 h a	(うち 2 h a 既設)	[既定計画の変更計画]	
	水深 14m	面積 3 h a		[既定計画の変更計画]	
航路・泊地	水深 16m	面積 30 h a		[既定計画の変更計画]	

南本牧ふ頭地区

水深 16m~	岸壁 2 バース	延長 750m (コンテナ船用)	(うち 700m既設)	[既定計画]	MC1, 2
水深 18m~	岸壁 2 バース	延長 900m (コンテナ船用)	(工事中)	[既定計画の変更計画]	MC3, 4

新本牧ふ頭地区

水深 18m~	岸壁 2 バース	延長 800m (コンテナ船用)		[新規計画]	
護岸	延長 3,400m			[新規計画]	
防波堤	延長 150m			[新規計画]	

臨港道路

臨港道路	臨港幹線 (区間A)		[既定計画]	
	起点	市道新子安大黒線		
	終点	臨港幹線山内ふ頭	4~8車線	

臨港道路	臨港幹線 (区間B)		[既定計画]	
	起点	臨港幹線山内ふ頭		
	終点	臨港幹線山下ふ頭	4~8車線	

臨港道路	臨港幹線 (区間C)		[既定計画の変更計画]	
	起点	臨港幹線山下ふ頭		
	終点	本牧ふ頭D突堤	4車線	

臨港道路	臨港幹線 (区間D)		[既定計画の変更計画]	
	起点	本牧ふ頭D突堤		
	終点	新本牧ふ頭	4~6車線	

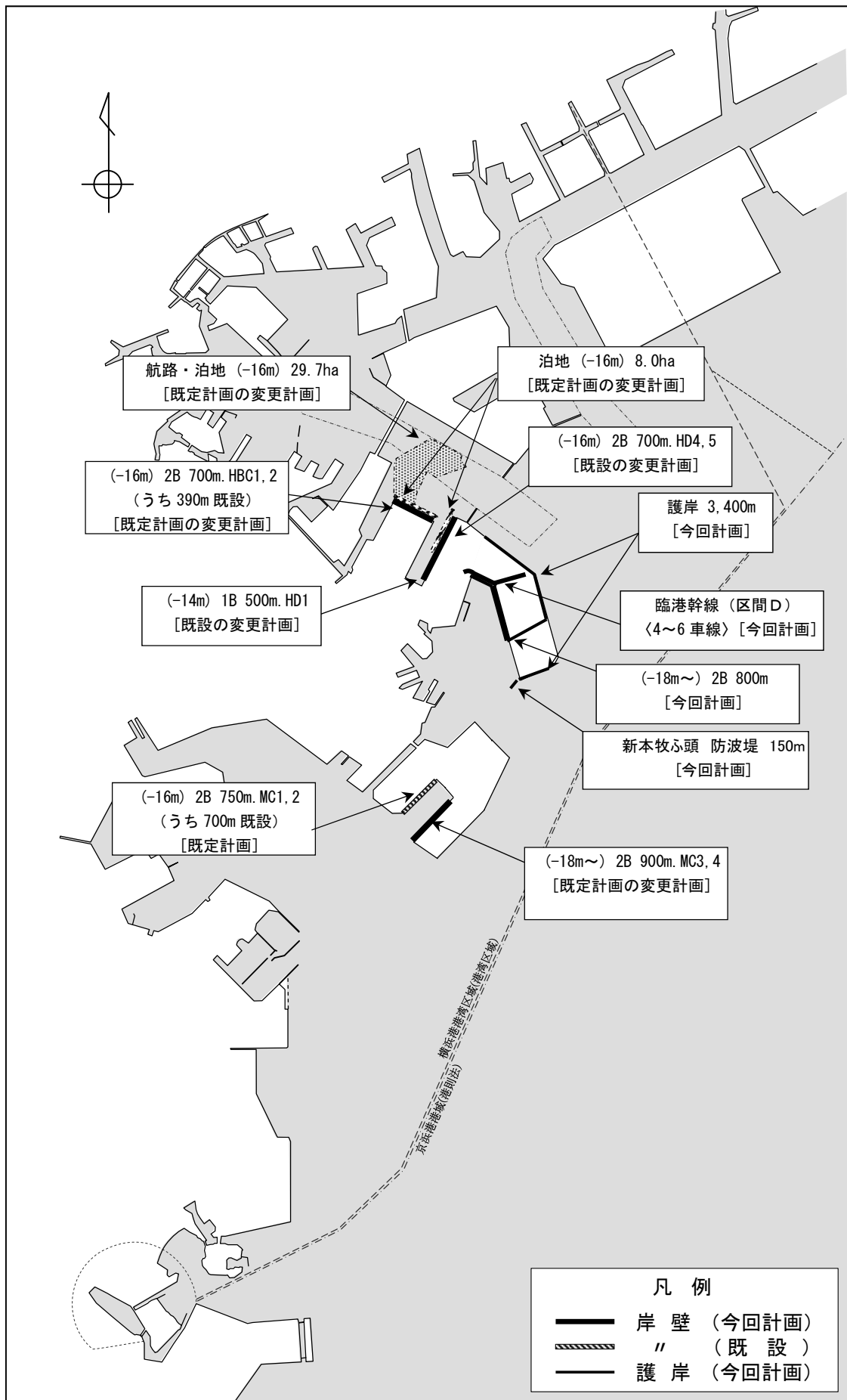


図 VII-1-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

2. 大規模地震対策施設計画

(1) 大規模地震対策施設の現況

大規模地震対策施設の現況は、次のとおりである。

表 VII-2-1 大規模地震対策施設の現況

地区名	施設名	水深	バース数	延長	用途	状況	
大黒ふ頭	DT4~DT8	10m	5	925m	緊急物資輸送用	既定計画	
内港	山内地区	山内ふ頭	7.5m	1	130m	緊急物資輸送用	既設
	中央地区	MM1, 2号	7.5m	2	260m	緊急物資輸送用	既設
	新港地区	9号	9m	1	340m	緊急物資輸送用	既定計画
		8号	7.5m	1	140m	緊急物資輸送用	既定計画
本牧ふ頭	BC1, 2	15~ 16m	2	700m (390m)	幹線貨物輸送用	既定計画	
	D4, D5	16m	2	700m	幹線貨物輸送用	既設	
南本牧ふ頭	MC-1, 2	16m	2	400m	幹線貨物輸送用	既定計画	
	MC-3, 4	18m~	2	800m	幹線貨物輸送用	既定計画	
金沢	金沢木材ふ頭	10m	1	230m (185m)	緊急物資輸送用	既定計画	

※ () は一部供用済

(2) 大規模地震対策施設の必要性

首都圏で大規模地震が発生し陸上の輸送システムに支障が生じた場合には、緊急物資や復旧資材等の輸送には海上輸送が重要な役割を果たすこととなる。また、横浜港は国際コンテナ戦略港湾として、日本経済と東日本の国民生活を支えるうえで重要な役割を有しており、港湾施設が被災し荷役に支障が生じると国内・国際物流網に対して重大な影響を及ぼすことが予想される。

これらを踏まえ、大規模地震発生時に市民の安全を守ると共に国内の経済活動を支えるために、耐震強化岸壁の整備およびこれらと緊急輸送道路網への接続等を計画的に進める必要がある。

(3) 計画の方向性

- ・発災時における緊急物資の受入を行うための「緊急物資輸送用耐震強化岸壁」を適切に配置する。
- ・発災時においても物流機能を維持するための「幹線貨物輸送対応ターミナル」（全国的又は国際的に重要なコンテナターミナル等）を適切に配置する。
- ・また、津波・高潮からの被害を防ぐため、海岸保全施設の整備・改修が必要な地区を海岸保全基本計画に位置づけ、順次施設整備を進めていく。

(4) 必要な耐震強化岸壁の数

地震災害発生時における緊急物資輸送の背後圏を、横浜港から概ね10km圏とし、横浜港において必要となる緊急物資輸送量及び耐震強化岸壁の数を次のとおり設定する。

表 VII-2-2 緊急物資輸送用岸壁の必要整備量

①背後圏人口 (人)	②被災人口 (①×30%) (人)	③必要となる 緊急物資輸送量 (②×40 kg/人・日) (千 t/日)	④耐震強化岸壁での 緊急物資輸送量 (③×10%) (千 t/日)	必要バース数 (④/250t)
2,432,537	73,000	29.2	2.92	11.7

注1) 被災率(30%)、1人1日当たり緊急物資量(40kg/人・日)、港湾分担率(10%)、延長170m、水深10m岸壁1バース当たり取扱能力(250ト/バース)及び背後圏人口(港湾から概ね10km圏内の人口)は、「臨海部防災拠点マニュアル(H9.4)」を参照。

注2) 背後圏人口は、鶴見区、港北区、都筑区、神奈川区、保土ケ谷区、西区、中区、南区、磯子区、港南区、金沢区、栄区の平成37年の推計人口。

注3) 将来推計人口は、平成37年度 横浜市将来人口推計結果。

(5) 耐震強化岸壁の配置の考え方

① 緊急物資輸送用岸壁

必要バース数及び計画バース数は、延長170m・水深10mの岸壁を標準の1バースとして、岸壁延長170mで除して換算バース数を算定する。

表 VII-2-3 緊急物資輸送用岸壁の換算バース数の算出

地区名	施設名	水深	延長	換算バース数
大黒ふ頭	DT4~DT8	11m	925m	5.4
内港(山内地区)	山内ふ頭	7.5m	130m	0.8
内港(中央地区)	MM1,2号	7.5m	260m	1.5
内港(新港地区)	9号	9m	340m	2.0
	8号	7.5m	140m	0.8
金沢	金沢木材ふ頭	10m	230m	1.4
合計			2,025m	12

② 幹線貨物輸送用岸壁

基幹航路に就航する大型船を受け入れることが可能な水深16m以上の岸壁を有する外貿コンテナターミナルを「幹線貨物輸送対応ターミナル」とし、耐震強化岸壁を位置づける。

(6) 配置計画一覧

大規模地震対策施設計画は以下の通りである。また、公共埠頭計画の変更に伴い、岸壁の延長・水深を変更する。

表 VII-2-4 大規模地震対策施設計画

地区名	施設名	水深	バース数	延長	用途	状況
大黒ふ頭	DT4~DT8	11m	5	925m	緊急物資輸送用	既定計画の変更計画
内港 (山内地区)	山内ふ頭	7.5m	1	130m	緊急物資輸送用	既設
内港 (中央地区)	MM1, 2号	7.5m	2	260m	緊急物資輸送用	既設
内港 (新港地区)	9号	9m	1	340m	緊急物資輸送用	既定計画
	8号	7.5m	1	140m	緊急物資輸送用	既定計画
本牧ふ頭	BC1, 2	16m	2	700m (390m)	幹線貨物輸送用	変更計画
	D4, D5	16m	2	700m	幹線貨物輸送用	既設
新本牧ふ頭	新規岸壁	18m~	2	800m	幹線貨物輸送用	新規計画
南本牧ふ頭	MC-1, 2	16m	2	750m	幹線貨物輸送用	変更計画
	MC-3, 4	18m~	2	900m (400m)	幹線貨物輸送用	変更計画
金沢	金沢木材 ふ頭	10m	1	230m (185m)	緊急物資輸送用	既定計画 (工事中)

※ () は一部供用済

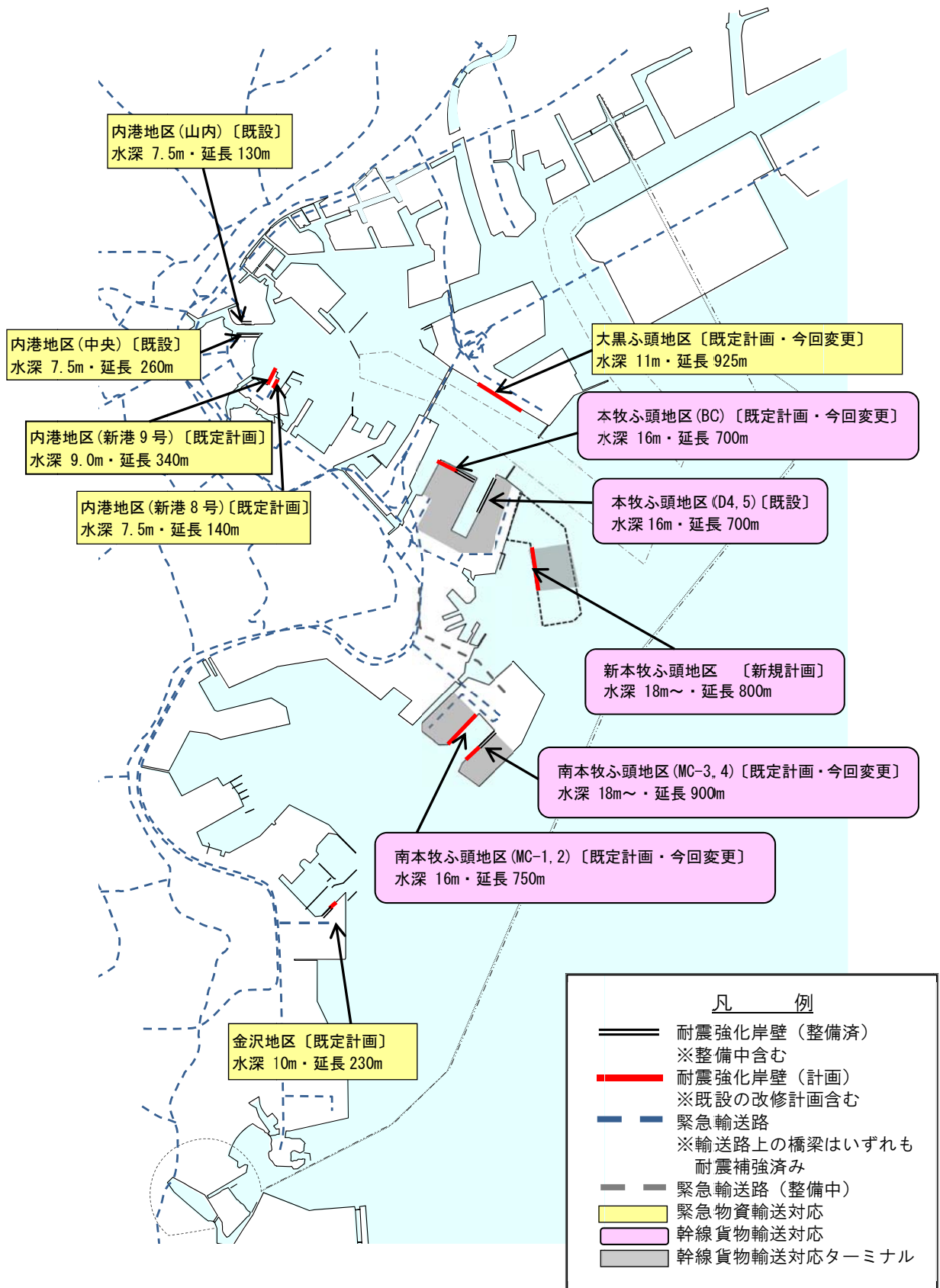


図 VII-2-1 大規模地震対策施設計画位置図

3. 港湾の再開発

3-1 山下ふ頭の再開発

(1) 必要性和背景

施設の老朽化が進むとともに、物流環境の変化に伴ってその果たすべき役割の見直し時期を迎えている山下ふ頭地区については、市街地に近接した優れた立地特性を活かした内港地区の新たな拠点としてのまちづくりが求められている。

内港地区と物流地区の結接点に位置する新山下地区は、隣接する山下ふ頭及び本牧ふ頭における機能を補完・強化する上で重要な役割が期待されている。

(2) 計画の方向性

山下ふ頭において、市街地との近接性などの優れた立地特性を活かし、山下公園との連続性を考慮した緑地や水辺のプロムナードの配置、大規模で魅力的な集客施設などの導入が可能となる土地利用への転換を図り、内港地区の新たな賑わい拠点づくりを進める。

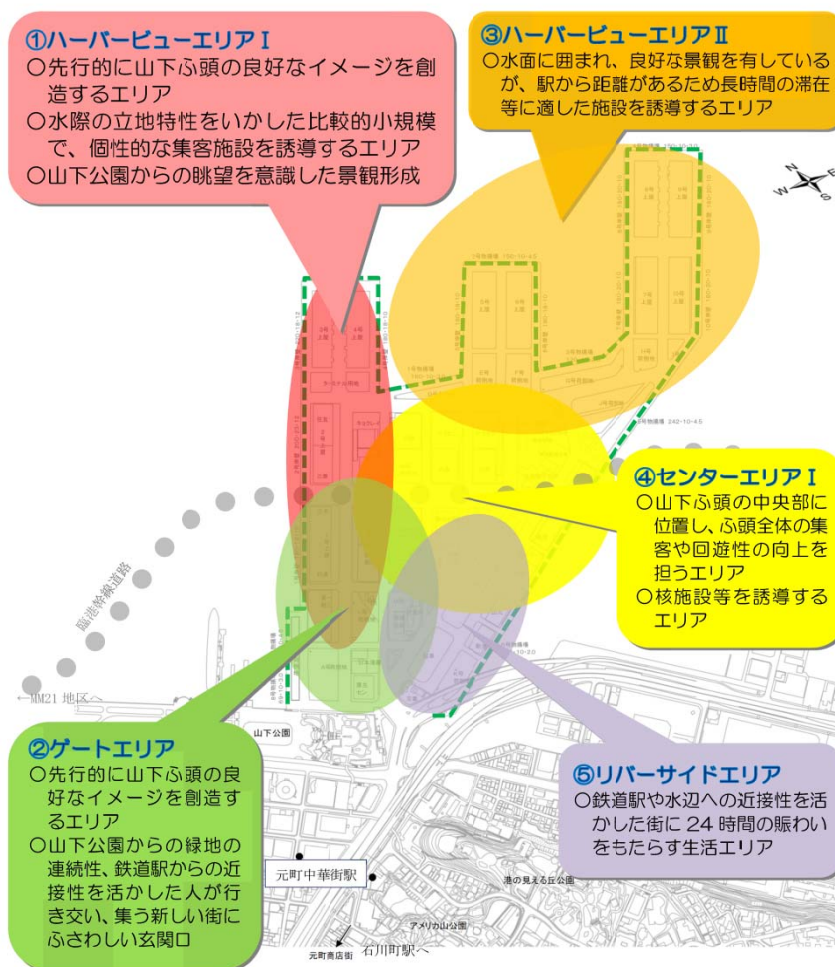


図 VII-3-1 山下ふ頭コンセプト図

(3) 計画内容

- 物流機能は全面的に転換し、埠頭全体を新たな賑わい拠点として都市的な土地利用を図る。また、先端部の水際線の一部はタグボート係留拠点とする。
- 山下公園と連続した緑地を配置する。
- なお、再開発にあたっては、今後、開発の基本計画を策定していく。また、新山下地区の水域については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

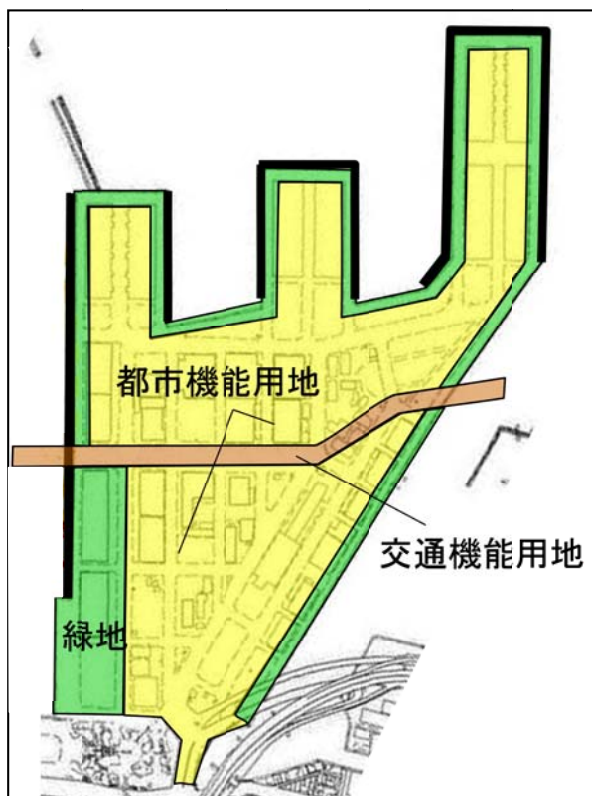


図 VII-3-2 山下ふ頭土地利用計画図

3-2 利用形態の見直しの検討が必要な区域

利用形態の見直し検討が必要な区域は以下のとおりである。

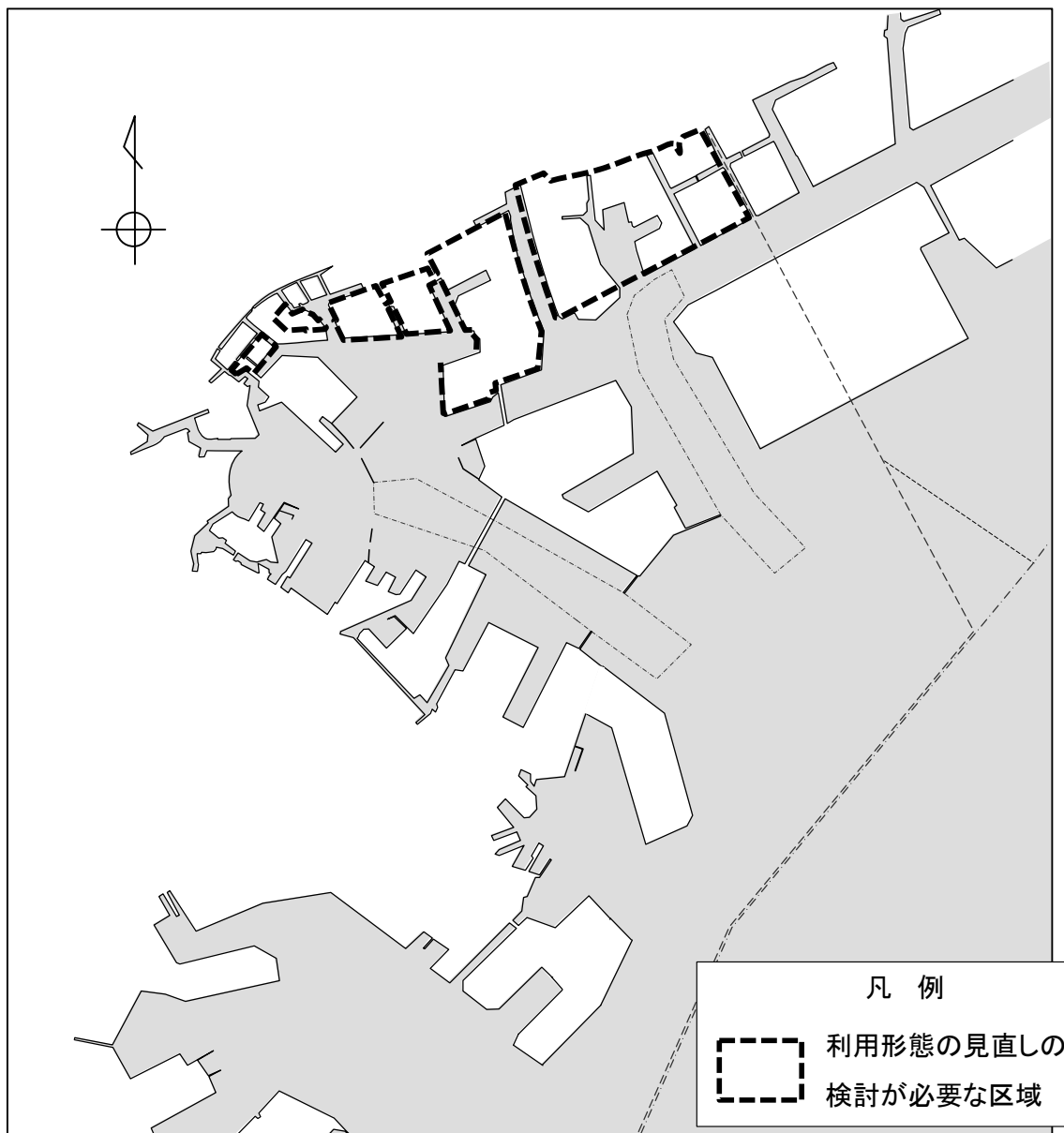


図 VII-3-3 利用形態の見直しの検討が必要な区域

4. 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

① 貨物船・業務船等

貨物船、業務船等の待機、係留並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

内港地区（山内地区）

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130m (既設)

内港地区（中央地区）

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260m (既設)

物揚場 水深 4 m 延長 135m [既設の変更計画]

山下ふ頭地区

水深 10m 岸壁 1 バース 延長 180m (既設) YS 1

水深 12m 岸壁 2 バース 延長 420m (既設) YS2, 3

水深 10m 岸壁 1 バース 延長 180m (既設) YS 4

水深 10m 岸壁 1 バース 延長 180m (既設) YS 5

② タグボート

タグボートの待機、係留並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

山下ふ頭地区

水深 10m 岸壁 1 バース 延長 180m (既設) YS 6

水深 10m 岸壁 2 バース 延長 360m (既設) YS7, 8

水深 10m 岸壁 2 バース 延長 360m (既設) YS9, 10

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 150m (既設) YS 2 M

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 150m [既設の変更計画] YS 4 M

物資補給岸壁一覧

	地区名	バース名	水深(m)	延長(m)	バース数	備考
既定 計画	大黒ふ頭地区	D2M	4.5	480	4	はしけ、交通船などの物資補給や係留に対応
		D3M	4.5	360	3	
		D4M	4.5	240	2	
	内港地区（新港）	SK5	7.5	140	1	対象船舶：～5,000DWT
		SK8	7.5	140	1	対象船舶：～5,000DWT
	山下ふ頭地区	YS7M	4.5	121		削除
	本牧ふ頭地区	HA0	5.5	100	1	対象船舶：～2,000DWT
		HA7	12.0	250	1	物資補給から旅客・一般貨物の取扱いに変更
		HA8	12.0	250	1	
		H2M	4.5	106	1	はしけ、交通船などの物資補給や係留に対応
		H5M	4.5	109	1	
HB1		10.0	200	1	対象船舶：～12,000DWT	
HB2		10.0	200	1	物資補給からコンテナの取扱いに変更	
HB3		10.0	200	1		
新規 計画	内港地区（山内）	山内ふ頭岸壁	7.5	130	1	対象船舶：～5,000DWT
	内港地区（中央）	MM1, 2号岸壁	7.5	260	2	対象船舶：～5,000DWT
		MM物揚場	4.0	135		交通船などの物資補給や係留に対応
	山下ふ頭地区	YS1	10.0	180	1	対象船舶：～12,000DWT
		YS2, 3	12.0	420	2	対象船舶：～30,000DWT
		YS4	10.0	180	1	対象船舶：～12,000DWT
		YS5	10.0	180	1	対象船舶：～12,000DWT
		YS6	10.0	180	1	タグボートの係留に対応
		YS7, 8	10.0	360	2	
		YS9, 10	10.0	360	2	
		YS2M	4.5	150	1	
YS4M	4.5	150	1			

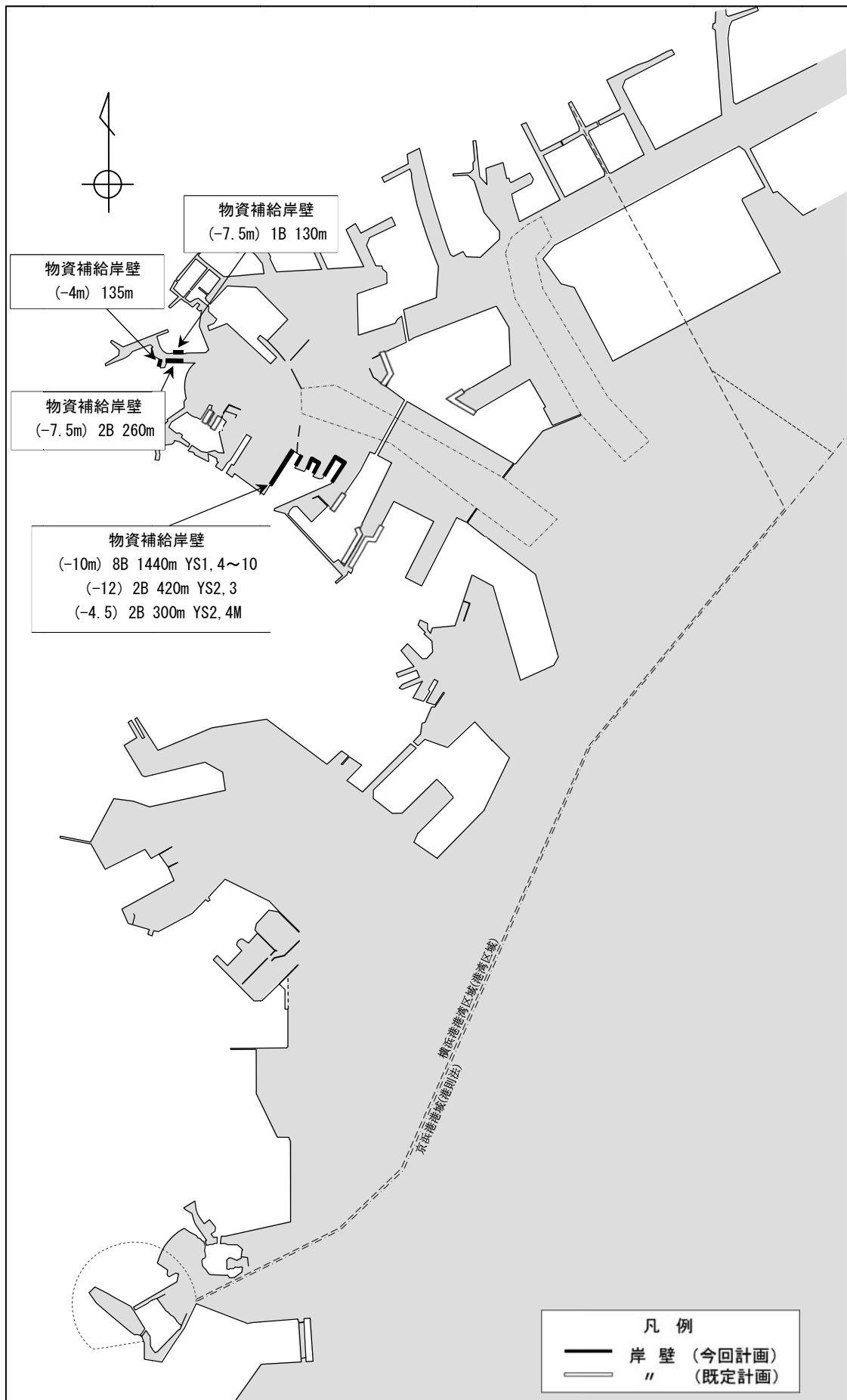


図 VII-4-1 物資補給等のための施設位置図

5. その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

5-1 放置等禁止区域の指定

横浜港において、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるよう、以下の通り、放置等禁止区域が定められている。

(1) 港湾法に基づく「放置等禁止区域」

港湾法第37条の3の規定に基づき、平成19年11月15日から象の鼻地区前面水域（**図VII-5-1**）を船舶及び係留施設等工作物の「放置等禁止区域」に指定している。

（平成19年11月5日横浜市告示第389号）

① 船舶等放置等禁止区域

港湾法第37条の3の既定に基づき、みだりに船舶その他の物件を捨て、または放置することを禁止する区域を指す。

- (1) 公共係留施設に無許可に係留保管されている船舶
- (2) 本来係留を想定しない係留施設以外の港湾施設（外郭施設等）その他の施設（橋脚、ガードレール等）に係留保管されている船舶
- (3) 水域占有許可、係留施設の建設、改良の許可を受けずに違法に作られた係留施設（係留杭、係船浮標等）に係留保管されている船舶
- (4) 指定された錨地等以外の本来停泊されることが予定されていない水域に係留保管されている船舶

② 港湾法第37条の3（抜粋）

1. 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨海地区又は第2条第6項の既定により国土交通大臣の認定した港湾私設の区域（これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。
2. 港湾管理者は、前項の既定による区域又は物件の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
3. 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によって効力を生ずる。

(2) 放置禁止の区域

対象となるのは、以下の区域である。

内港地区（新港地区） 象の鼻パーク前面水域

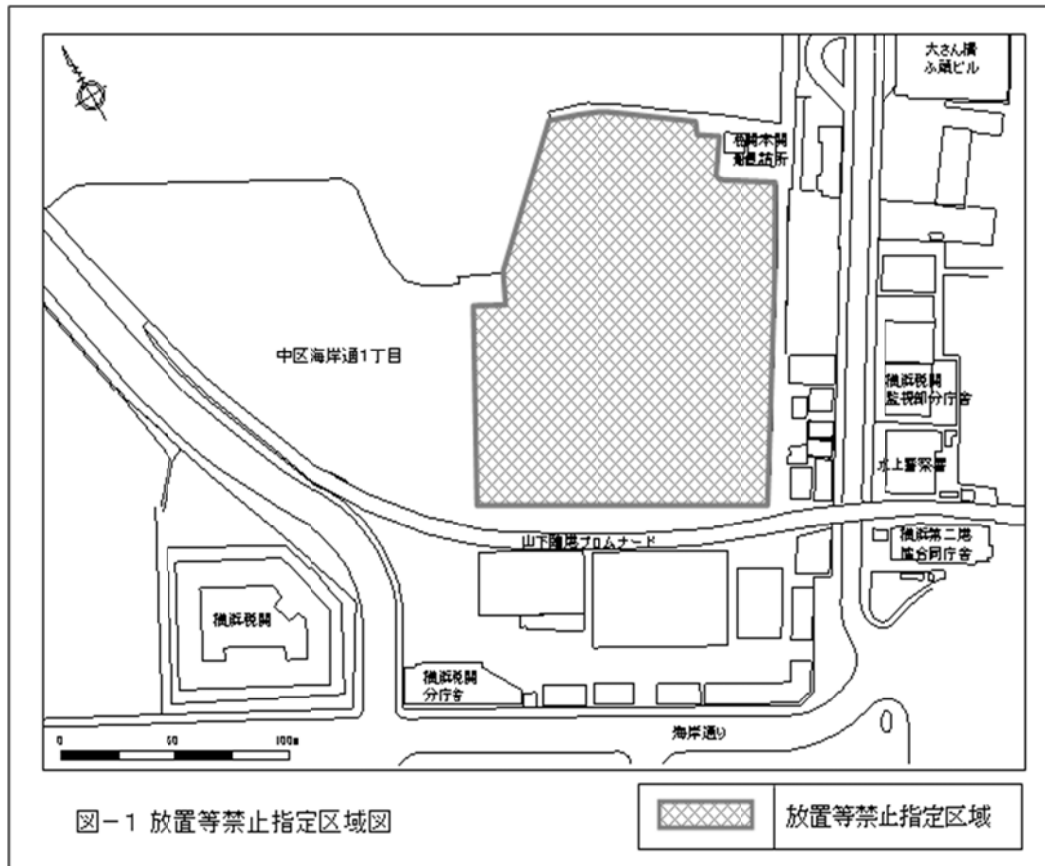


図 VII-5-1 放置等禁止区域の指定

5-2 将来構想

(1) 新山下地区

新山下地区の水域については、将来における新たな土地需要への対応を見据え、現時点で利用形態を定めず、今後、陸域のあり方とあわせて検討する。

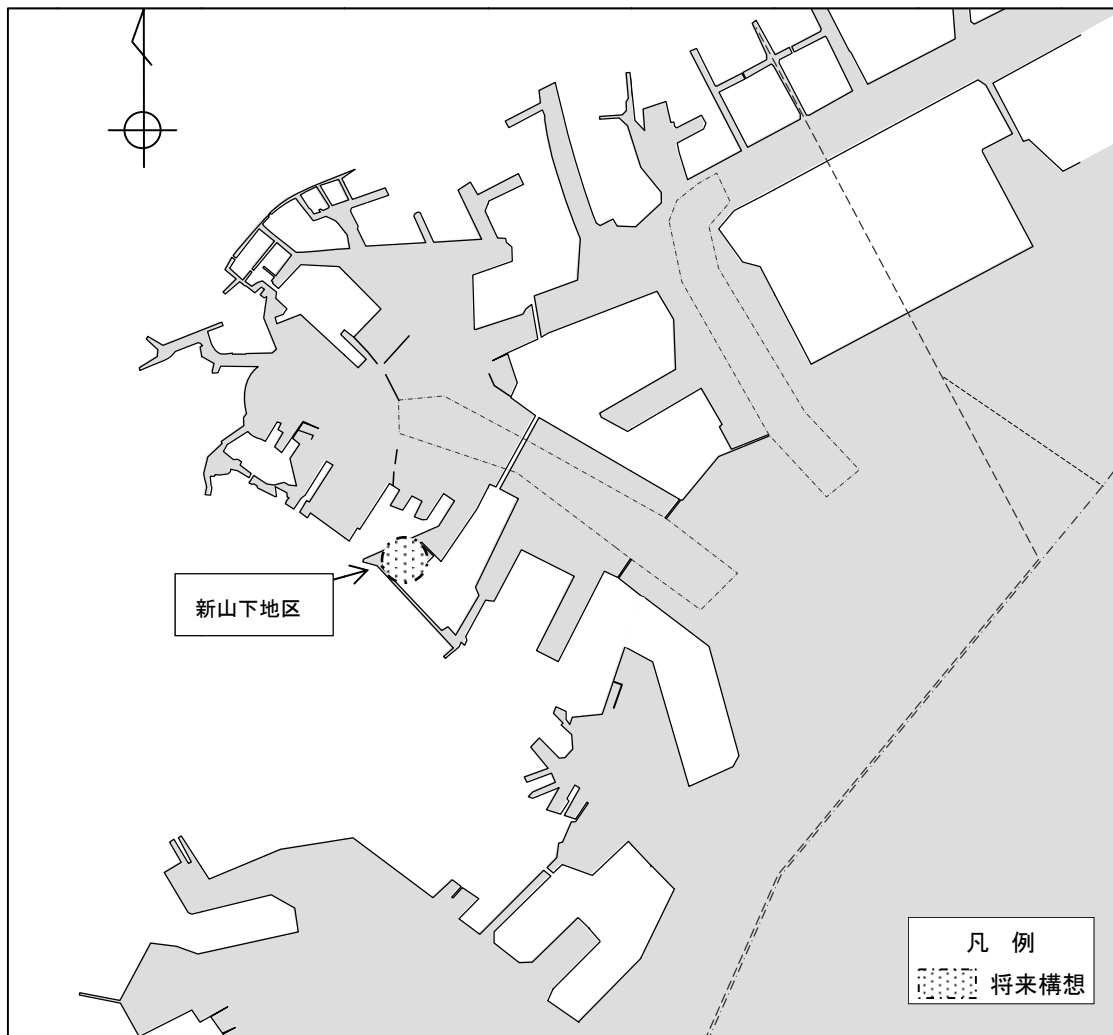


図 VII-5-2 新山下地区将来構想位置図

(2) 新本牧ふ頭地区

- ・新本牧ふ頭は、大規模かつ長期的な計画となることから、全体を2期に分け、第1期分について土地利用計画を定め、第2期分は土地利用計画を定めない海面処分用地とする。
- ・第2期分の埋立後の土地利用は、将来構想として、1期分と合わせて1,400mの連続バースを擁する大規模コンテナターミナルの形成を構想する。
- ・さらに、将来の海運、物流動向にも的確に対応できるよう、埠頭の更なる拡張についても検討を進めていく。

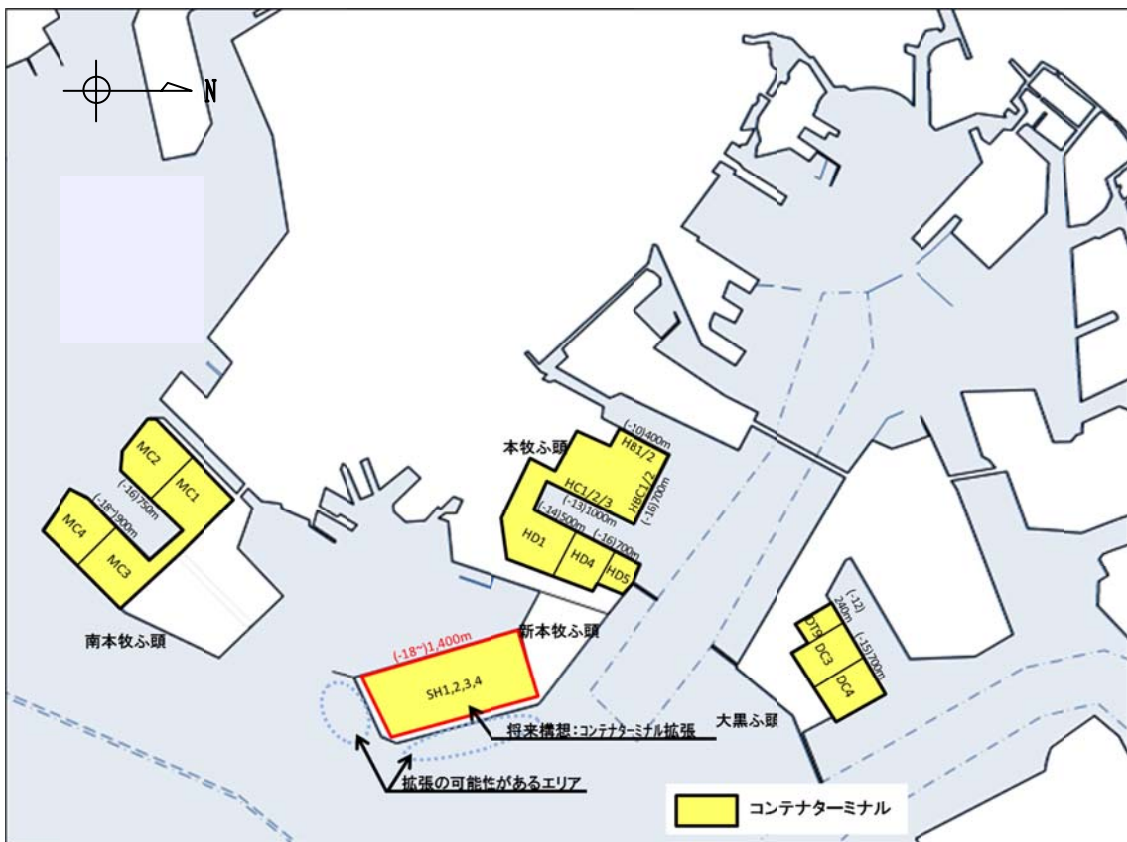


図 VII-5-3 新本牧ふ頭将来構想図

5-3 レクリエーション等活性化水域

(1) 必要性と背景

市民に身近な親水空間の整備や海洋性レクリエーション需要に対応していくとともに、客船のある風景や歴史的資産などを活かし、港の賑わいを創出していく。また、賑わいを創出するとともに、内港地区の魅力を一層高め、水際線の開放など市民の要請にも応えていく必要がある。

(2) 計画の方向性

内港地区の静穏な水域を市民に積極的に開放するとともに、港湾を魅せ、親んでもらうための空間整備や水域利用等を推進するとともに、金沢地区においては、他の機能との競合が比較的少ないこと、水質環境等に優れていることなどを活かし、環境学習や海洋性レクリエーション等を推進していく。

また、市民の足やレクリエーションの場となる、水上交通や観光船の更なる充実に向け、水域利用における様々なニーズへの対応や安全対策を官民協働で講じていく。

これら市民等への開放、海洋性レクリエーションなどの多様な水域利用を促進するエリアを「レクリエーション等活性化水域」として位置づけていく。

(3) 計画内容

- 内港地区の静穏な水域に「レクリエーション等活性化水域」を位置づけ、カヌーやシーカヤックなど、様々なレクリエーションやイベントなどの取組を進めていく。
- 金沢地区に「レクリエーション等活性化水域」を位置づけ、既存施設におけるイベント等の一層の活性化を図っていく。
- 水域利用の内容については、社会実験などの取組を行いながら、官民協働で取り組んでいく。

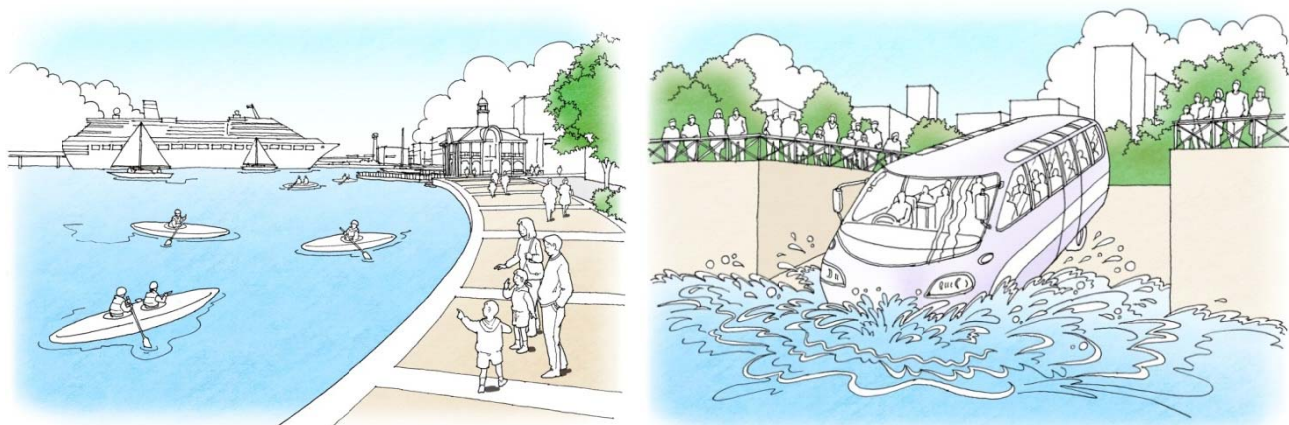


図 VII-5-4 レクリエーション活性化水域における取組イメージ図

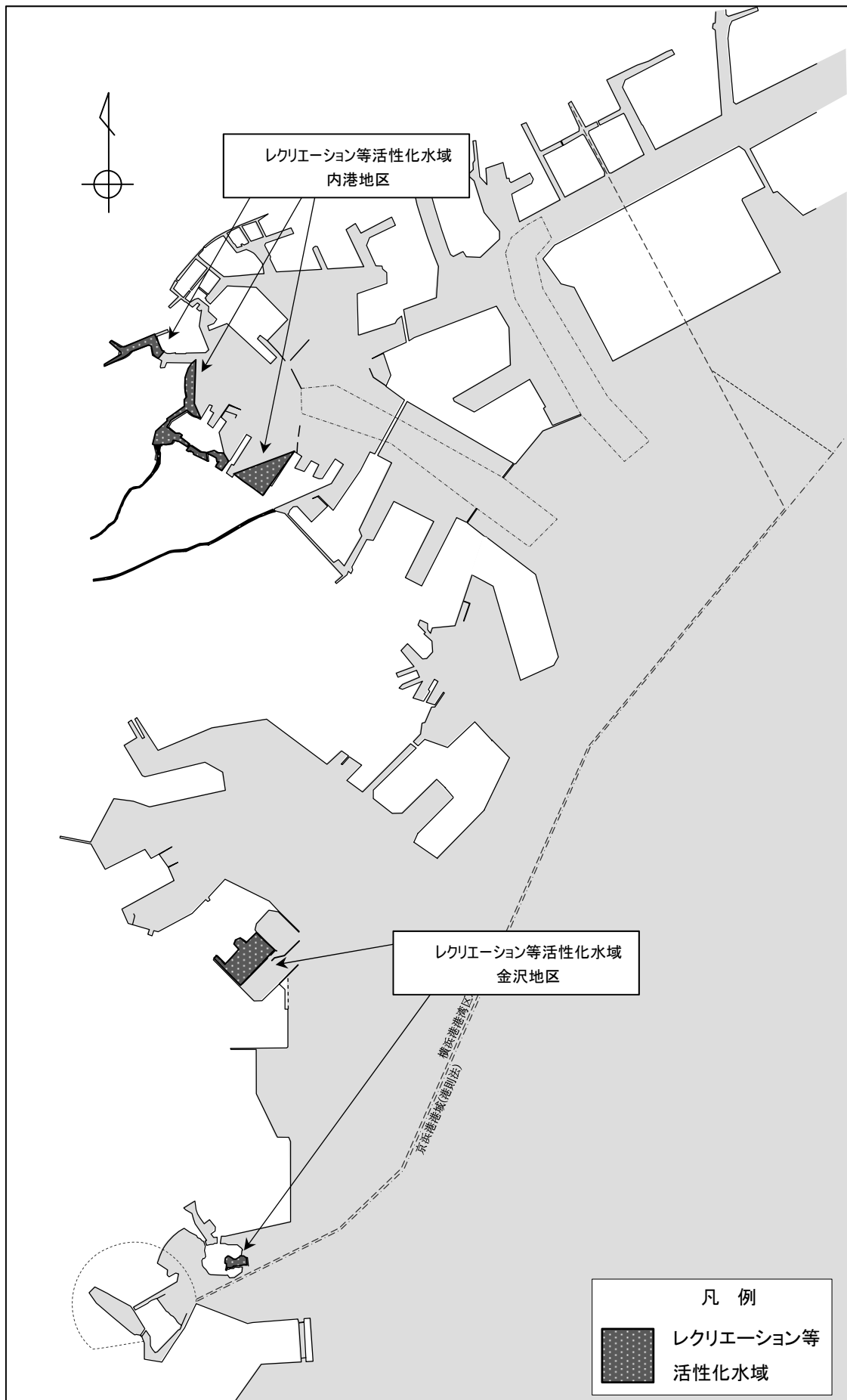


図 VII-5-5 レクリエーション等活性化水域